

南部丘陵における緑地保全の
仕組みづくりについて
〈答 申〉

平成 24 年 11 月

堺市緑の政策審議会

はじめに

堺市緑の政策審議会は、平成 22 年 10 月 7 日、堺市長から「南部丘陵における緑地保全の仕組みづくりについて」諮問を受け、その後 5 回の審議会、9 回の部会を開催、並びに市が実施した地権者への説明会での状況報告を踏まえ審議を重ねた結果、ここに結論を得たので諮問に対する答申を行う。

市は、堺市緑の保全と創出に関する条例を制定し、市、市民、事業者のそれぞれの責務と役割により、協働して緑の保全と創出に関する基本的な施策を推し進めていくことを明確にした。

市は、多くの自然や緑を有する南部丘陵について、その恩恵を享受するだけでなく、市にとって貴重な資源であることを認識するべきである。また、環境共生のまちづくりの視点に基づき、緑の保全を市、市民、事業者との協働により、緑地保全の仕組みを構築することが重要である。

以上のことから、南部丘陵における緑地保全の仕組みづくりの主な答申内容は次のとおりである。

- 南部丘陵において「保全優先地区（特に保全を優先すべき地区）」及び「保全地区（特に保全を優先すべき地区以外の緑地）」を抽出した。
- 保全優先地区における最も有効な緑地保全制度は「特別緑地保全地区」であるが、直ちに保全優先地区全域の指定を行うことは困難であることから、長期的な視野で見据え、条件の整った場所から順次指定を進めることが望ましいとの結論に達した。
- 特別緑地保全地区の指定に至るまでは、維持管理・活用を踏まえた緑地保全制度と併用して総合的に進めることが望ましいと考える。
- 南部丘陵の緑地保全の仕組みについては、「確実な担保」「継続保有の推進」「緑地の維持管理」「緑地の利用・活用の推進」「人材育成と普及啓発」の 5 つの視点で整理し、具体的な施策展開について検討した。
- 緑地保全施策を具体的に推進するにあたっては「普及啓発の継続実施」「財源の確保」「実施の体制と運用」を今後の課題として整理した。

堺市長におかれては、本答申を踏まえ、南部丘陵における自然豊かな里地里山を次代に継承していけるよう、よりいっそう努力することを要望する。

平成 24 年 11 月 12 日

会 長	増田 昇	
副会長	石井 実	
委 員	池田 栄子	池田 正規
	大町 むら子	加我 宏之
	澤木 昌典	田淵 和夫
	寺田 友子	中井 國芳
	中西 義明	藤田 香
	宮川 智子	湯川 まゆみ

目 次

第 1 章	南部丘陵の位置づけ	
1	対象地域の位置	1
2	対象地域の概況	2
3	対象地域の歴史とおいたち	3
4	上位計画等における位置づけ	9
第 2 章	南部丘陵の持つ緑地の価値	
1	里地里山としての緑	16
2	市民生活を支える緑	16
3	原風景と未来の緑	17
4	クールダムとしての緑	17
5	源流の緑	18
第 3 章	南部丘陵の緑地の現況	
1	地形	19
2	航空写真	20
3	土地利用の現況	21
4	法規制の状況	22
5	主な開発動向	23
6	地域団体の状況	24
7	保全・管理活動の状況	25
第 4 章	南部丘陵に関する市民意識	
1	緑の保全と創出に向けたアンケート調査	28
2	「さかい緑のフォーラム」におけるアンケート調査	32
第 5 章	植生等の自然環境からみた緑地の評価	
1	環境区の設定	33
2	自然環境評価の進め方	35
3	自然環境評価の方法	39
4	植生等の自然環境に基づく評価結果	43
第 6 章	南部丘陵の緑地保全のあり方	
1	南部丘陵の緑地保全に関わる現状認識と課題	44
2	南部丘陵における緑地保全の進め方	44
3	保全すべき緑地（保全対象となる緑地）	45
4	施策の体系	56
	A. 確実な担保	57
	B. 継続保有の推進	60
	C. 緑地の維持管理の推進	61
	D. 緑地の利用・活用の推進	62
	E. 人材育成と普及啓発	63
第 7 章	緑地保全施策の具体的推進における今後の課題	64
付表		65
資料		66